

平成21年3月3日

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会
小売業部会 鳥取県支部
支 部 長 川 津 洋 三

鳥取県 家電製品「正しい表示店頭キャンペーン」の実施結果について

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「家電公取協」という）は、消費者の適正な商品選択と公正な競争秩序を確保するため、公正取引委員会の認定を受けた「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」（昭和59年6月1日認定（以下「規約」という））を運用しているが、同規約の遵守状況調査及び規約の周知徹底の一環として、平成3年以降、全国各ブロック毎に数地区を設定し、随時「正しい表示店頭キャンペーン」を実施しているところである。

この度、家電公取協小売業部会鳥取県支部は、公正取引委員会事務総局中国支所及び鳥取県生活環境部くらしの安心推進課のご協力を得て、米子市及び周辺地区の家庭電気製品小売事業者を対象に「正しい表示店頭キャンペーン」を実施した。

記

1. 目的

この「正しい表示店頭キャンペーン」は、小売表示規約の目的である「消費者の適正な商品選択と公正な競争秩序を確保」するため、小売業部会都道府県支部が行政（公正取引委員会並びに都道府県の商品表示法担当窓口）と協力して、当該地区における家電小売業者が配布するチラシ及び店頭での表示状況を把握の上、規約の啓発と違反の未然防止、再発防止の観点から実施するもので、かつ違反が認められる場合には必要な是正指導を行うこととしている。

2. 実施時期及び実施地区

平成21年2月17日（火） 米子市及び周辺地区

3. 実施店舗及び調査対象商品、台数

- 実施した店舗は以下のとおり。

- ①、全国家庭電気製品公正取引協議会 会員店
米子市内 大型家電量販店・・・4店舗
- ②、全国家庭電気製品公正取引協議会 非会員店
米子市近隣大型ショッピングセンター・・・1店舗

※以上、5店舗実施

- 実施した結果は以下のとおり。

店頭キャンペーン 商品別調査結果

調査品目名	不当二重価格表示（合計）			対象店舗
	件数	総調査件数	違反率	
薄型テレビ	0件	430件	0.0%	
エアコン	0件	290件	0.0%	
冷蔵庫	2件	276件	0.7%	2店舗
全自動洗濯機	0件	191件	0.0%	
計	2件	1,187件	0.2%	

4. 実施要領

家電公取協小売業部会鳥取県支部及び支部規約指導委員会のメンバー、並びに行政側から公正取引委員会事務総局中国支所及び鳥取県生活環境部くらしの安心推進課の担当官をメンバーとする班を構成し、調査対象店舗に赴き、調査対象店が配布した新聞折込みチラシ等の事前チェック、並びに店頭における表示状況を確認し、家電公取協会員並びに非会員に対して、それぞれ以下の啓発、是正指導を行った。なお、今回は鳥取県消費者協会の消費者団体幹部2名様にも参加を頂いた。

- (1) 全国家庭電気製品公正取引協議会 会員店に対しては
 - ①不当な二重価格表示(公正競争規約第6条)の調査
 - ②消費者の商品選択に必要な表示事項(公正競争規約第3条)の調査
 - ③その他「更値引き」のサンプル品追跡(チラシ表示と店頭表示)の調査
- (2) 全国家庭電気製品公正取引協議会 非会員店に対しては
 - ①不当な二重価格表示(景品表示防止法第4条第1項第2号)遵守の調査
 - ②公正競争規約に定める必要表示の遵守要請と協力依頼
 - ③その他「更値引き」のサンプル品追跡(チラシ表示と店頭表示)の調査

5. 実施結果

- (1) チラシ表示の調査結果
 - ・メーカー希望小売価格が既に撤廃されている対象機種におけるチラシ表示の調査では、規約第6条第1項第3号及び景品表示防止法第4条第1項第2号に該当する不当な表示は認められなかった。
 - ・メーカー希望小売価格を比較対象とする不当な表示は認められなかった。
- (2) 店頭調査結果
 - ・チラシ表示価格の「更値引き」と店頭表示価格の「更値引き」との関係
不当な表示は認められなかったが、店頭プライスカードだけでは価格が判らず、店員に聞かないと判らない等、消費者に対して不親切なケースがあった。

6. 是正指導

- (1) 店頭表示で消費者にとって不親切な表示のものについては、直ちに表示の改善を指導した。
- (2) 店頭表示で「自店平常販売価格」が表示できるのは、最近時8週間の大部分の期間に実際に販売された価格である旨を指導し、違反の疑いのあるものは直ちに表示を訂正するよう指導し、確認を得た。
- (3) 調査店全店に対して、景品表示法、規約、「おとり広告」の告示などを説明し、確認を得た。
- (4) 非会員に対し、消費者の適正な商品選択の確保のための必要表示事項の表示を要望し理解を得た。

7. 調査店の反応等

- (1) 会員、非会員とも調査には協力的で、これを機会に今後の指導を要請する事業者もあった。
- (2) 会員、非会員共に今回の店頭キャンペーン啓発、指導は即刻上層部並びに店舗担当者に徹底し、改善するとの回答を得た。

以上

【お問い合わせ先】

(社) 全国家庭電気製品公正取引協議会
小売業部会 鳥取県支部 (担当：川津)
電話 0 8 5 7 - 2 3 - 1 3 7 9